

文化市民局所管施設における指定管理者の募集について

文化市民局所管の下記施設については、令和9年3月末をもって現在の指定管理期間が満了となります。

次期指定管理期間の開始に向け、適切な施設の管理運営等ができるよう、附属機関である選定委員会の審査を経て、選定手続を進めてまいりますので、現時点の方向性について御報告いたします。

1 主な募集内容の方向性

(1) 対象施設等

令和8年度に募集を行い、令和9年度から新たな指定管理期間に移行する施設について、昨年度末に一部改定した「公の施設の指定管理者制度運用基本指針」を踏まえ、以下の方向性で選定を進める。詳細については、選定委員会の検討を経て決定する。

名 称	施設数	選定方法	指定管理期間
京都会館	1	公募	令和9年4月1日～令和17年3月31日
文化会館（北、東部、右京、西、呉竹）	5	公募	令和9年4月1日～令和13年3月31日
京都コンサートホール	1	非公募	令和9年4月1日～令和17年3月31日
円山公園音楽堂	1	公募	令和9年4月1日～令和13年3月31日
京都芸術センター	1	公募	令和9年4月1日～令和17年3月31日
無鄰菴	1	公募	令和9年4月1日～令和13年3月31日
岩倉具視幽棲旧宅	1	公募	令和9年4月1日～令和13年3月31日
旧三井家下鴨別邸	1	公募	令和9年4月1日～令和13年3月31日
文化財建造物保存技術研修センター	1	公募	令和9年4月1日～令和17年3月31日
考古資料館	1	公募	令和9年4月1日～令和13年3月31日
市民活動総合センター	1	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日
男女共同参画センター	1	非公募	令和9年4月1日～令和11年3月31日
西京極総合運動公園（北側区域（陸上競技場兼球技場、補助競技場、野球場）、プール兼アイススケートリンク）	2	非公募	令和9年4月1日～令和11年3月31日
京都市体育館	1	非公募	令和9年4月1日～令和11年3月31日
市民スポーツ会館	1	非公募	令和9年4月1日～令和11年3月31日
有料公園施設（西院）	1	非公募	令和9年4月1日～令和11年3月31日
宝が池公園運動施設	1	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日
横大路運動公園	1	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日
武道センター	1	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日

地域体育館（左京、中京、東山、山科、下京、吉祥院、久世、右京、桂川、醍醐、伏見東部、伏見北堀、伏見北部）	13	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日
有料公園施設（岡崎、一乗寺、岩倉東、朱雀、東野、勸修寺、殿田、吉祥院、上鳥羽、桂川緑地久我橋東詰、牛ヶ瀬、小畑川中央、三栖、下鳥羽、伏見、伏見桃山城）	16	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日
京北運動公園	1	公募	令和9年4月1日～令和14年3月31日

(2) 前回募集からの主な変更点

ア 指定管理期間を延長する施設

・ 京都コンサートホール

設置目的である本市における音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の発展に資するための専門人材の育成・確保等の観点や、海外からの招聘のために3～5年前から打診等を行う必要があること、また、本年度から実施設計を開始する大規模改修及び令和13年度（予定）のリニューアルオープンを踏まえ、指定管理期間を4年から8年に変更する。

・ 京都芸術センター

設置目的である本市における芸術の総合的な振興に資するための専門人材の育成・確保等の観点から、指定管理期間を4年から8年に変更する。

・ 文化財建造物保存技術研修センター

文化財建造物を保存する技術の継承を主たる目的とする施設であることから、このセンターを運営する指定管理者には、文化財を保存する技術に係る高度な専門性が求められる。

また、当該センターの目的である文化財の保存技術者の養成・後継者の育成に当たっては、より中長期的な展望に立った事業展開に専念できる環境を整えることにより、これまで以上に質の高い研修の実施が期待できることから、指定管理期間を4年から8年に変更する。

・ 市民活動総合センター

指定管理者がより長期的な展望に立った事業展開に専念できる環境を整えることにより、本市における市民活動の更なる活性化を図るため、指定管理期間を4年から5年に変更する。

・ 宝が池公園運動施設、横大路運動公園、武道センター、地域体育館、有料公園施設（西院公園以外）、京北運動公園

市民サービスを向上させるとともに運営の効率化を図り、更なる効果的な管理運営を目指すため、指定管理期間を4年から5年に変更する。

イ 選定方法を非公募に変更し、指定管理期間を短縮する施設

・ 男女共同参画センター

今年度は、施設レイアウト再編工事や民間事業者の入居に伴い運営環境が大きく変化するため、応募を検討する事業者が、施設の管理運営状況を物理的に確認できないことや、民間事業者入居前後の実務調整についても、施設運営に精通した現行指定管理者が担うことが最も効率的であると判断し非公募とする。

また、民間事業者入居後の運営実態（維持管理費や来館者動線、貸館稼働率の動向等）を把握し、次期公募に向けた仕様の最適化を図る検証期間を確保するため、指定管理期間を4年から2年に変更する。

・ 西京極総合運動公園、京都市体育館、市民スポーツ会館、有料公園施設（西院公園）

PFI等の民間活力導入による新たな整備運営・活用を令和11年度目途に実施する検討を進めていることから、指定管理期間を4年から2年に変更する。

また、2年の指定管理期間においても、質の高い市民サービスの供給を維持・継続させることに加え、西京極総合運動公園等では、令和9年5月にワールドマスターズゲームズ2027関西の開催を控えていることから、施設運営に精通している現行の指定管理者を候補とした非公募とする。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月以降

募集要項案の作成

選定委員会の開催（随時）

指定管理者の募集

9月～11月

応募者書類審査、プレゼンテーション審査
指定候補者選定、仮協定締結

11月市会議案（指定管理者の指定）

令和9年3月下旬

本協定締結

4月～

新指定管理者による運営開始